

5 農村環境整備事業関係

(1) 地域用水環境整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業用水は、農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、親水など地域用水として多面的機能を有しており、その機能の一層の発揮が求められてきています。

このため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水を有する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図り、整備を契機に地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資すると共に、農業水利施設の包蔵水力を活用することを目的としています。

事業の内容

(1) 地域用水等事業

- 1) 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水機能の維持増進に資する「別記」に掲げる施設の整備。
- 2) 特に必要とする場合、下記の施設の整備を単独で実施できる。
 - ・ 地震時の災害発生時に消防水利又は生活水利の機能が停止した場合等に防災施設整備事業計画に基づき県が実施するもので、「別記」(1)のウの施設
 - ・ 渇水時に地域の渇水調整の円滑化を図ることを目的として、渇水施設整備事業計画に基づき県が実施するもので、「別記」(1)の工の施設
 - ・ 河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的として魚道整備事業計画に基づき県が実施するもので、「別記」(1)のイの施設のうちの魚道
 - ・ 土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として小水力発電整備事業計画に基づき実施するもので、「別記」(1)のキの小水力発電施設整備と導入支援

5 農村環境整備事業関係

(2) 歴史的施設保全事業

歴史的な土地改良施設保全計画に即して策定される歴史的な土地改良施設保全事業計画に基づき実施される「別記」(2)の施設の整備

採択要件

(1) 地域用水等事業

- 1) 事業計画区域及びその周辺の自然的、社会的、歴史的諸条件や他の整備計画等から、その事業を実施することが適当と認められる計画であること。
- 2) この事業で整備した設備等の適正な維持管理が行われると認められる計画であること。
- 3) 総事業費が5千万円以上であること。
- 4) 地域用水機能増進施設の整備を行う場合は、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。
- 5) 単独整備にあっては次の要件に該当するものです。

ア 単独地域防災施設整備

- ・ 地域防災の観点から適当と認められること。
- ・ 地域防災計画を踏まえたものであること。
- ・ 整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- ・ 総事業費が3千万円以上であること。

イ 単独渇水対策施設整備

- ・ 整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- ・ 総事業費が3千万円以上であること。
- ・ 近年渇水に伴う取水制限が行われている地域における施設整備であること。

ウ 単独魚道整備

以下のいずれかの施設の整備であること。

- ・ 国営又は県営土地改良事業により河川に設置された施設又は取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある

5 農村環境整備事業関係

県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設で、「魚道が未整備」、「魚道が正常に機能していない」、「河川管理者や利水者協議会等から魚道整備の要請がある」のいずれかに該当する施設。

- ・ 前後の魚道が整備されるか、整備が予定されている施設で、魚類の遡上の障害となっていることが明らかなもの。

エ 小水力発電整備

次の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。

ア 施設整備

(a) 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。

- ① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設（事業主体が土地改良区の場合は、当該土地改良区が管理する施設に限る。）
- ② 農業農村振興に資する公的施設（事業主体が県及び市町村の場合に限る。）

(b) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

(2) 歴史的施設保全事業次の要件全てに該当するものです。

- 1) 重用文化財に指定されるか、指定されることが確実な施設、又は、登録文化財として登録されるか、登録されることが確実な施設
- 2) 施設の支配面積が 20ha 以上
- 3) 整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- 4) 総事業費が 3 千万円（ため池は 8 百万円）以上であること。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区 等

5 農村環境整備事業関係

補助率

国 50%、県 25%、地元 25%

※歴史的施設保全型については、国 50%、県地元は未定

「別記」

(1) 地域用水等事業

ア 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備

イ 生態系保全のための施設としての蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等の整備

ウ 地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設等の整備

エ 渇水時に必要となる以下の施設

- ・ 農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等の整備
- ・ 緊急水源の確保のためのファームポンド、ため池及び簡易井戸等の整備
- ・ 各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等の整備

オ 造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備

カ 地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備

キ 農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新）

ク その他農村振興局長が特に必要と認める施設の整備

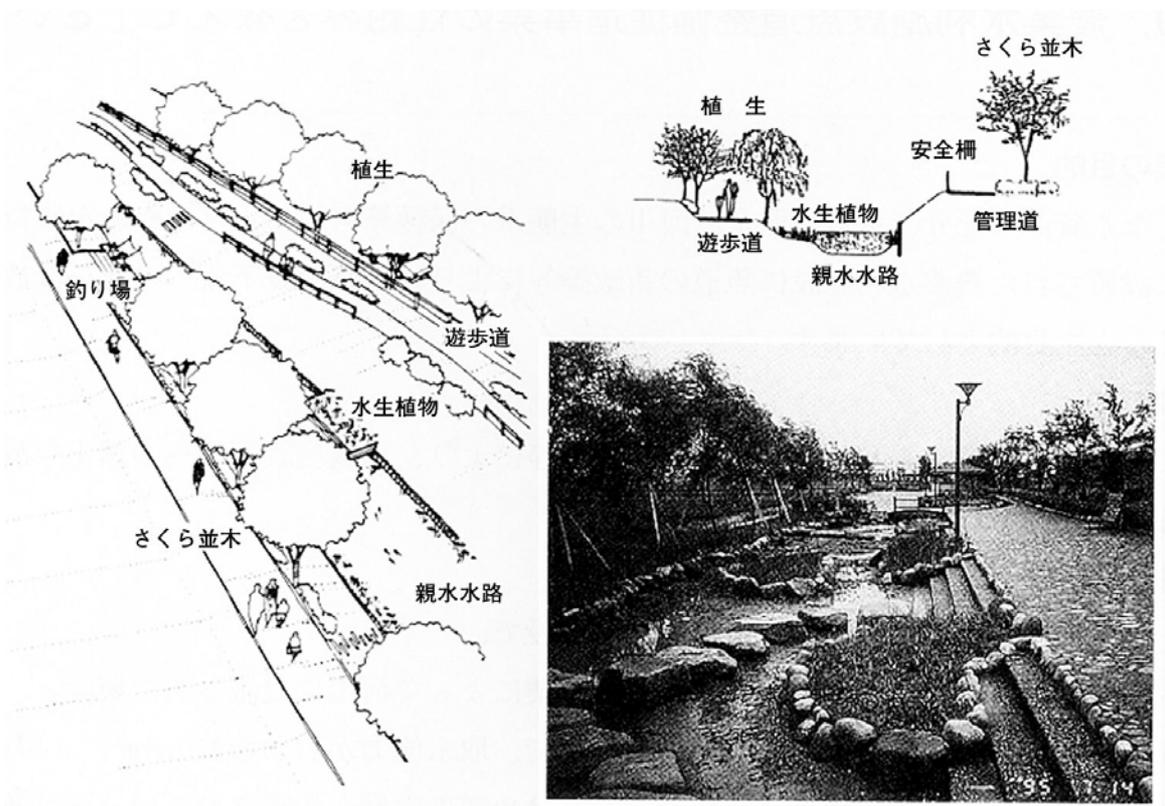
(2) 歴史的施設事業

施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該工事と併せて行う当該施設の適切な保全・管理のため一体的に整備する必要のある以下の施設の整備

5 農村環境整備事業関係

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- イ 管理道及び駐車場の整備
- ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得（1地区最大3年間を限度として実施）

5 農村環境整備事業関係



親水水路の整備



水路周辺の親水・景観・緑地の整備

